

すわみつえ通信

No.121 2020年4月27日(月)

日本共産党鴻巣市議会議員

諒訪 三津枝



連絡先 鴻巣市赤見台3-2-7
TEL: 596-9440 FAX: 507-4151
携帯: 080-5039-2785
E-mail: mi-suwa@ezweb.ne.jp
mitsue-suwa@jcom.zaq.ne.jp

WEBで

すわみつえ



ホームページで、すわみつえの政策とお約束をご紹介します。

福祉・教育最優先の街づくり 市民の声を生かし いのちとくらしを守る市政に

市民の皆さん お気をつ
けてお過ごしください

新緑にさす陽光と木々をわたる風が
ここちよい季節になりました。お変わ
りないでしょつか。新型コロナウイルス
の収束見込みがないままゴールデンウ
イークを迎えました。予定されていた5
月1日の中止、5月3日の憲法集会、
5月31日のオール埼玉総行動は、多くの
国民が「JINのひとつにする集会ですが、
残念ながら中止となりました。

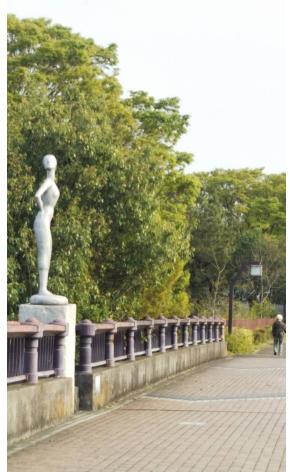
この間、議員は何をすべきか何ができる
かを問い合わせ続けました。3月2日か
らの小中学校一律休校、公共施設利用
制限等による大混乱への対応、議会日程
の縮減で市民の切実な要求が届けられ
ないジレンマを経験しました。どんな時
でも議員の機能を生かさなければなら
ないと痛感します。市民のいのちとく
らし守るため力をつくします。

駅頭でのいろいろな方との出会い

○「いつも東京の病院に行っているんだ
けど、いかなきやだめかな」と不安な
表情で問われました。「電話で確認し
てみたらどうでしょう」と答えました。
翌週に駅で「電話したら薬を送つてく
れたよ」と報告してくださりました。
○「今月、北本に引っ越すので北鴻巣駅
は今日で最後です。通信を楽しみに
していました」と若い男性。

「

さきたま緑道の新緑 4月26日午後



代表者会議で臨時議会
も検討することを確認

● 小中学校

5月7日(木)から5月20日(水)まで
休校を延長。国及び埼玉県から5月
20日(水)より長い休業要請等があつ
た場合は、休校の期間を延長する。
ただし、休業要請の期間が5月6日
(水)までの場合は、又は5月20日より
短い場合は、休校期間は短縮せず、そ
の間は分散化して児童生徒の登校日
を設ける。

5月7日(木)に参加者を限定し実施
● 入学式

5月7日(木)に参加者を限定し実施
● 放課後児童クラブ・保育所・幼稚園等
5月7日(木)から5月31日(日)まで
休室・休園を延長する。

ただし、放課後児童クラブについては、
学校が5月21日(木)に再開した場合
は、密集状態を避けるため、自粛をあ
願いしたうえで、市内全放課後児童
クラブにおいて必要な児童の受け入
れを行つ。

「第4回新型コロナウイルス
対策本部会議」等(4月23
日開催)における決定事項

● 特別定額給付金事業

4月23日(木)、市長政策室内に特別
低額給付金給付プロジェクトを設置

予もありません。臨時議会も視野に
入れて執行部と相談することが確認
されました。

また、事業者の休業補償は一刻の猶
豫もありません。臨時議会も視野に
入れて執行部と相談することが確認
されました。

毎週朝 駅頭においてホットなニュース「すわみつえ通信」をお届けします。
*5月10日(日)まで駅頭でのお届けはありません。

5野党・会派党首会談

しんぶん赤旗
4月25日付

日本共産党の志位和夫委員長、立憲民主党の枝野幸男代表、国民党の玉木雄一郎代表、社会保障を立て直す国民会議の野田佳彦代表、社民党の福島瑞穂党首は24日、国会内で野党党首会談を行い、新型コロナウイルス対策の抜本拡充にむけて、5野党・会派として2020年度補正予算案の組み替えを提案することなどで一致しました。

医療・業者支援 実効あるものに

党首会談では、とくに医療崩壊の危機にあるもとの支援が決定的にかけているとして、医療現場に対する財政支援の抜本的な強化を求めていくことで一致しました。



記者会見する野党党首。（左から）福島、志位、枝野、玉木、野田の各氏＝24日、国会内

また、中小企業に対する家賃支援について与野党を超えて必要性が認められるとして、スピードが重要であり、与党に対して早急に考え方をまとめ、与野党協議を開始するよう求めました。同時に、中小企業に対する雇用調整助成金の改善が重要になつてゐるとの認識を確認。

緊急事態宣言の扱いについては、期限切れの5月6日直前ではなく、早い段階で客観的事実にもとづいて判断を示し、国会に報告するよう求めていくとしました。

埼玉県中小企業・個人事業主支援金

●対象企業

県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて4月8日から5月6日までの間、7割(20日間)以上休業するもの

※4月17日までの期間については証明も含め弾力的に取扱います。業種の限定はなし。

●支援額

20万円又は30万円(複数の事業所を有する場合)

●申請手続

5月7日から受付開始を予定

※申請期間、支給方法などの詳細は、補正予算成立後に案内。

【休業の考え方】

Q 7割以上の休業とは？

A 4月8日から5月6日までの間、7割(20日間)以上休業した場合を対象としています。休業には、定休日や臨時休業日も含まれます。

Q 発表から休業しても7割以上を満たしません。

A 休業の認定は、休業の証明も含めて弾力的に運用します。次の場合は、休業日として取り扱います。

- ・売上がなかつた日 1日休業
- ・営業時間を短縮した場合 0.5日休業

【問合せ先】 中小企業等支援相談窓口

電話番号: 048-830-8291

鴻巣市・特別定額給付金のお知らせ

■特別定額給付金(仮称)について

政府から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計へ支援を行うため、「特別定額給付金(仮称)事業」を実施すると発表されました。[給付金の詳細な情報については、国から示され次第お知らせします。](#)

■給付対象者及び受給権者

・給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方

・受給権者は、その方が属する世帯の世帯主

■給付額

・給付対象者1人につき10万円

■給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の2通りを基本とし、給付は原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3カ月以内となります。

[なお、受付及び給付開始日は未定です。](#)

【問合せ先】 特別定額給付金センター

電話番号 03-5638-5855